

# 個別避難計画における 避難支援へのご協力のお願い

- 小金井市では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」といいます。）に、自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある方等（以下「避難行動要支援者」といいます。）が落ち着いて行動できるよう、避難行動要支援者支援事業を実施しています。本事業では、避難支援等を実効性のあるものとするために個別避難計画の作成推進に取り組んでいます。

小金井市避難行動要支援者支援事業の事業概要については、以下 QR コードよりご確認ください。  
(リンク:小金井市HP)

## 個別避難計画とは？

- 避難行動要支援者一人ひとりの避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した A4 サイズの計画表のことです。  
この取組には、避難支援者のご協力が必要不可欠となります。



## 小金井市における避難行動要支援者とは？

災害時等にひとりで避難することが困難かつ家族等の支援を受けることができない、以下の要件のいずれかに該当する方

- ① 満 75 歳以上の一人暮らしもしくは満 75 歳以上の者のみで構成する世帯の方で民生委員・児童委員が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している者
  - ② 要介護 3・4・5 の認定を受けている者
  - ③ 身体障害者手帳 1 級・2 級を有する者
  - ④ 愛の手帳 1 度・2 度を有する者
  - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級を有する者
  - ⑥ 上記に準ずる状態にある者で、市長が認める者
- ※ 自治体ごとに避難行動要支援者の要件は異なります。



## 避難支援者が行うこと

- 災害が発生した際、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者への「避難支援等」を行います。
- 「避難支援等」とは、災害発生時等の避難情報の伝達、安否の確認、避難所等への避難に同行することなどを指しています。

- ※自宅に火災や倒壊の危険性がない場合は自宅待機となります。  
そのため、災害時の避難所への避難や同行は必ずおこなうものではありません。



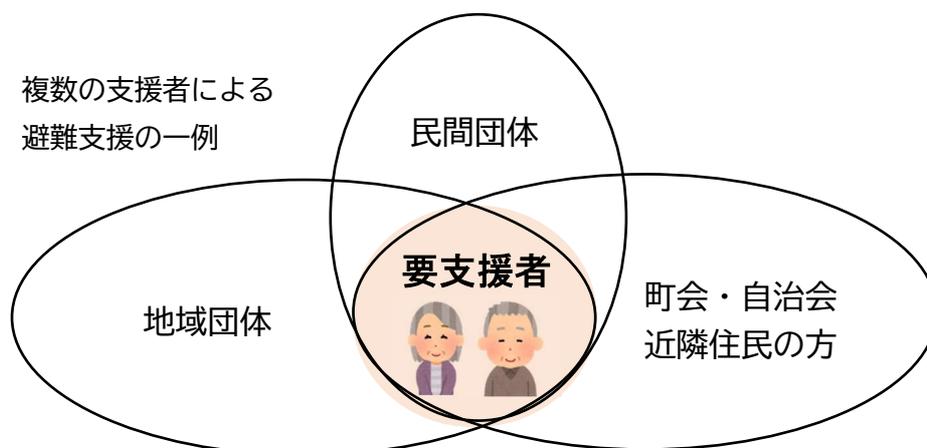
## 【留意点】

- 個別避難計画は、避難行動要支援者への避難支援等を実施する者に、法的な義務や責任を負わせるものではありません。
- 災害発生時には、支援者ご自身も被災される可能性があるため、避難行動要支援者が必ず避難できるという結果を保障するものではなく、支援者にはできる範囲で協力いただくこととなります。
- 支援者は、ご自身や、ご家族の安全を最優先にいただき、支援者が行う避難支援等は、できる範囲でご協力いただくことで問題ありません。
- 小金井市では、警戒レベル3の発令において危険な場所から高齢者等は避難することとしています。警戒レベル3の発令を避難行動実施の目安としてください。



## 市では、避難支援の輪が広がるよう地域に働きかけます

避難支援者候補の方に避難支援への協力をご検討いただくにあたり、要支援者に対する避難支援者が少ない状態だと、過剰な責任を感じて消極的になってしまうことが想定されます。そこで、市では幅広く地域の方々へ事業説明をおこない、多面的な支援体制がつけられるよう継続的な働きかけをおこないます。一人きりの避難支援、ということではなく、地域の皆さんで支え合えるコミュニティづくりを目指します。



お問合せ先

小金井市福祉保健部地域福祉課地域福祉係

TEL: 042-387-9915

MAIL: s050199@koganei-shi.jp